

## 年収590万、実質無償化実現！

「私学無償化の流れを神奈川へ」運動が県を動かした！  
この成果を父母、生徒、教職員、皆で分かち合い、  
運動の確信にしていこう！

### 神奈川新聞が「私立高無償化」を一面トップで報道

昨日の神奈川新聞の一面を見られたでしょうか。2/7(水)に黒岩知事が発表した来年度県予算案を報道した一面トップがなんと「年収590万 私立高無償化」！！昨年の東京都の年収760万円未満世帯の実質無償化を受けて、「学費無償化の流れを神奈川へ」とこの一年間奮闘したことが報われたとわかる見出しの記事でした。(右画像。昨日の新聞を是非読んで下さい。)



### 年収590万未満世帯「実質無償化」の中身

昨日の午後4時過ぎ、すすめる会として代表の長谷川正利さん(桐蔭学園高教諭)が私学振興課を訪ね、この日の午前中に私立中高校長協会に対する説明で使った資料と同じ物を受け取り、説明を受けました。  
下の図がその資料の一部です。年収約250万円以上年収約350万円未満世帯の③の区分の「月2000円」(年24000円)の負担額と、その次の年収約350万円以上年収約590万円未満世帯の「月1万円」(年12万円)の負担額が、学費補助の増額で「0」となり、年収590万未満世帯の実質無償化が実現しました。また、学費補助額も平均授業料を踏まえて432,000円に増額されました。総額では、昨年比約18%アップの6億7197万円という大幅な増額です。

### 国や知事に決断させたのは、「私学も無償に」と「署名」を積み重ねた私学助成運動の歴史の力

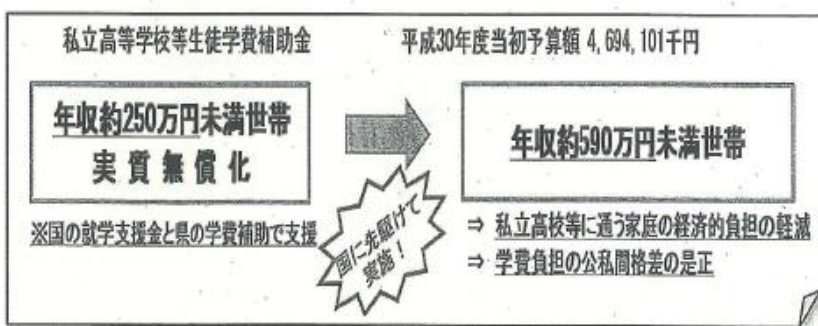
対応した櫻山私学振興課副課長は「知事の決断です。来年度予算の目玉です。皆さんに周知してください」と述べました。その知事は「国が決めたことで、われわれによってみればゴールが見えた。前からやりたいと思いつながら財政が非常に厳しく踏み出せなかった」と語ったと報道されています。昨秋の総選挙ですべての政党が「教育の無償化」を公約に掲げました。それは「公私間格差の是正」「教育に公平を」「私学も無償に」を最初に掲げて1970年代から「私学助成署名」を始め、これまで約4億筆と言われる署名を積み重ねた私たちの私学助成運動の歴史が作り出したものです。運動が「教育の無償化」の公約を生み出し、国の政策を作らせ、黒岩知事の決断を促したのです。

「学費無償化の流れを神奈川へ」とスローガンを掲げた今年の私たちの運動は、ランドマークタワーで初めて行い大きく報道された「かながわ私学スプリングフェスティバル」に始まり、9月に「学費無償化の流れを全国へ、神奈川へ」として全国から600名を超える父母、生徒、教師が集った「全国父母懇談会神奈川大会」の成功や、11月に9校の高校生が演じ1万人が目にしたと思われる桜木町駅前広場での「私学のつどい」、一言はがきや約18万5000筆の請願署名、与党公明党佐々木さやか議員との懇談等々、掛けられる「時間、金」をすべて注ぎ込んだものでした。その世論が知事の決断を支えています。運動は実るもの。私学助成運動への確信を深めていきましょう。

### 経常費助成は、国基準の増額を超える増額！

経常費助成(高校)は、今年も国基準には追いつかなかったものの、国の増額分(4091円)を上回る5051円の増額となりました。こうした増額は4年連続です。中学校、小学校、幼稚園も同様です。しかし、昨年冬に八尋私学振興課長が言った「3~4年すれば国基準に追いつく」を実現するには厳しい状況です。来年度も運動を強め、経常費助成の拡充を実現していこう。

校種	区分	平成30年度	
		金額(円)	比率(%)
高校(全日)	国の基準単価	331,806	101.2%
	地方交付税※	276,800	101.3%
	国庫補助金※	55,006	100.9%
	県の割戻額	315,604	101.6%
	(定員内実員)	65,018人	99.2%
	(前年度比較)	5,051	101.6%



(就学支援の状況)

区分	29年度学費補助	30年度予算			授業料自己負担
		学費補助	就学支援金	支援額計	
入学金(以下の①~⑥へ助成)	100,000円	100,000円	-	100,000円	-
授業料	①生活保護世帯	135,000円	297,000円	432,000円	0円
	②市町村民税所得割非課税世帯	170,400円	194,400円	432,000円	0円
	③年収約250万円以上年収約350万円未満世帯	133,800円	253,800円	432,000円	0円
	④年収約350万円以上年収590万円未満世帯	74,400円	74,400円	193,200円	238,800円
	⑤年収590万円以上年収750万円未満世帯	-	-	118,800円	313,200円
	⑥年収750万円以上年収910万円未満世帯	-	-	118,800円	313,200円

注)・年収は4人世帯の場合における目安となっています。  
・授業料自己負担は、平均授業料約43.2万円に対する自己負担額です。



私立高等学校の授業料の

# 補助金を増額予定です！

増額は、平成30年第1回神奈川県議会定例会の審議を経て決定されます

神奈川県では、私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の  
 経済的負担を軽減するため、入学金・授業料の返還不要の補助を行っています。  
 平成30年度は、神奈川県生徒学費補助金を拡充し、  
 国の制度と合せて、年収約590万円未満の世帯について、  
 県内私立高等学校の平均授業料432,000円まで支援します！

H29年度		H30年度(予定)
所得区分	H29年度の補助額 (年額)	区分 1~4 年収約590万円未満の世帯
区分3 年収約250~350万円 未満の世帯 ※1	408,000円 うち県補助170,400円 ※2	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p><b>432,000円</b></p> <p>(年額)</p> <p>※2</p> <p>うち県補助は 区分3:194,000円 区分4:253,000円</p> </div>
区分4 年収約350~590万円 未満の世帯	312,000円 うち県補助170,400円	

※1 年収はあくまで目安であり、モデル世帯（大抵の世帯に占める割合が最も多い4人世帯で、子ども2人のうち高校生1人の場合。）の金額です。

※2 高等学校等就学支援金（国制度）と神奈川県生徒学費補助金（県の制度）の合計額です。



年収590万円未満の世帯

私立高校 授業料・実質 **無償化!**

お申込み(申請)が必要です

私立高校では、2月中旬以降も生徒の2次募集の受付を行う学校もあります。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6290/>

最新情報は2月16日に県ホームページに掲載予定です。

なお、出願方法や出願期限等の詳細は各学校へお問合せ下さい。

県民局私学振興課助成グループ 電話045-210-3793(直通)  
 横浜市中区日本大通1 〒231-8588 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f328/>

神奈川県 学費支援

検索

# 平成30年度の授業料・入学金補助額（年額）

神奈川県 averages: 授業料432,000円、入学金200,000円

## 私はどの所得区分に該当？

- 区分の判定は、「市町村民税所得割額」（父母合計額）にて行います。「市町村民税所得割額」は、課税証明書等で確認できます。
- 以下の「年収目安」は、あくまでも目安であり所得控除の状況などにより変わります。
- 区分5の所得割額の基準は平成29年度のもので、平成30年度の基準は、入学した学校から案内があります。

市町村民税 所得割額 年収の目安	生活保護 (7月1日現在)	0円 (非課税) 約250万円未満	51,300円 未満 約350万円未満	154,500円 未満 約590万円未満	208,800円 未満 約750万円未満	304,200円 未満 約910万円未満	304,200円 以上
区分	1	2	3	4	5	6	対象外

実質無償化！（年収約590万円未満世帯）

区分	項目 授業料補助 (上限額) ※1	入学金補助 (上限額) ※1	授業料補助の内訳 (円)	
			①高等学校等 就学支援金	②神奈川県生徒 学費補助金
1	<b>432,000円</b> 実質無償化！！	<b>100,000円</b>	297,000	135,000
2			237,600	194,400
3			178,200	253,800
4			118,800	74,400
5	<b>193,200円</b>	※2	118,800	対象外
6	<b>118,800円</b>	対象外	対象外	対象外

※1 学校の授業料等が補助額を下回る場合、納付額が上限額となります。

※2 ②神奈川県生徒学費補助金に対象の方のみ、支給されます。また、学校への納付額から県立高校入学金を控除した後の金額が10万円を下回る場合、その金額が上限となります。

- ① 高等学校等就学支援金（国の制度）… 私立高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず安心して勉学に打ち込めるよう、生徒の授業料に充てる費用として国の「高等学校就学支援金」を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。対象は上表の区分1～6に該当の方です。
- ② 神奈川県生徒学費補助金（県の制度）… 県内の私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。対象は上表の区分1～5に該当の方で県内在住、県内在学の方です。

詳しくは表紙に記載の私学振興課までお問合せください。

## その他の返還不要の補助制度

- ③ 神奈川県高校生等奨学給付金（給付）… 生活保護（生業扶助）世帯・市民税所得割額非課税世帯の方に対し、授業料以外の教育費負担を軽減する制度です。

問合せ 表紙に記載の私学振興課 TEL 045-210-3793(直通)

## 貸付の制度

- ④ 神奈川県高等学校奨学金 …… 学費援助を必要とする高等学校等生徒に奨学金の貸付を行う制度

問合せ 神奈川県教育委員会教育局行政部財務課 TEL 045-210-8251(直通)  
http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f324/

- ⑤ 母子父子寡婦福祉資金 …… 子どもの修学等に当たって、福祉資金の貸付を行う制度

問合せ 市にお住まいの方：各市役所(福祉事務所)  
町村にお住まいの方：県の各保健福祉事務所  
http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360475/